

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

整理番号	80
(管理番号	80 )

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	11_総務

## 提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務系への無線LAN接続等を可能とする具体的対策の明示

## 提案団体

兵庫県、東京都、滋賀県、堺市

## 制度の所管・関係府省

総務省

## 求める措置の具体的内容

無線LAN及びテレワーク環境下においても、マイナンバー利用事務系への接続を可能とする具体的な技術的対策を示すこと

## 具体的な支障事例

### 【現状】

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、「マイナンバー利用事務系においては、無線 LAN は利用しないこととしなければならない」、「マイナンバー利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない」と定められている。

この点について、令和4年の分権提案(以下「分権提案」という。)で「本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したもの」との回答が総務省から示された。

その後、第33次地制調の答申の中で、一つの地方公共団体のセキュリティ対策の不備等が他の地方公共団体や国の機関等にも脅威となることが指摘され、地方自治法改正案(令和6年3月1日閣議決定)において、地方公共団体にサイバーセキュリティ確保のための方針の策定等を義務付け、国が当該方針の策定等について指針を示すこととされている。

### 【具体的な支障事例】

当県では、本庁舎再編に伴い、オープンオフィス・フリーアドレスの導入や大胆なテレワークの実施等による新しい働き方を推進することとしており、その対象には税務や福祉等のマイナンバー利用事務を所管する部署も含んでいる。

分権提案では「マイナンバー利用事務系での無線LAN利用及びテレワークは不可」とするガイドラインはあくまで「参考として示したもの」との回答である一方、地方公共団体が講ずべき情報セキュリティ対策に係る指針を国が示す法的根拠が設けられる状況変化が生じている。

そのことを踏まえると、ガイドラインにおいて、無線LAN及びテレワーク環境下でマイナンバー利用事務系への接続を可能とする具体的対策を示さず、一律に不可とする現状では、地方公共団体が独自にマイナンバー利用事務系での無線LAN利用及びテレワークに対応したセキュリティ対策を講じることは困難であるとともに、地方公共団体が目指す新しい働き方の推進を阻害する要因となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が示す技術的対策により必要な水準の情報セキュリティを確保した上で、マイナンバー利用事務を所管する部署においても無線LAN利用やテレワークによる業務実施が可能となり、「生産性の向上」と職員の「働きがいの向上」の両立を図る、地方公共団体独自の新しい働き方の実現を促進できる。

## 根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和5年3月版）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、多賀城市、さいたま市、長野県、名古屋市、寝屋川市、西宮市、宇和島市、佐世保市

○当市においても庁舎の無線 LAN 化及び無線ノートパソコン整備を行ったが、マイナンバー利用事務系において無線 LAN が許容されていないため、提案団体と同様にテレワークなどの効率的な働き方の推進に支障をきたして。加えて、有線 LAN 設備も併存せざるを得ないことによる余分なコストや管理負担も生じているほか、配置換えや人事異動における LAN 配線作業も情報管理部門の負担となっている。

○提案団体と同課題を抱えている外、人事異動や組織改正に伴う執務室のレイアウト変更時の LAN 配線に年間通じて多大なコストが必要なこと、及び年度末の大規模な人事異動の LAN 配線に時間を要するため新年度の業務開始に対応が間に合わないという課題を抱えている。

○具体的な対策内容が示されていないため、マイナンバー利用事務系の端末は無線化が実現できず、大きな運用・経費負担が生じている。

## 各府省からの第1次回答

本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。改正自治法施行後も詳細のセキュリティ対策の規定について上記位置づけが変わるものではないが、まず、府内におけるマイナンバー利用事務系における無線 LAN 利用について、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定にかかる検討会」において、検討を行う方向です。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

改正自治法施行後も「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の位置づけが変わるものではないとしても、本ガイドライン内で明確に不可と規定されていることにより、各自治体では、マイナンバー利用事務系において無線 LAN やテレワークを活用する余地がないものと考えざるを得ず、各自治体の独自のセキュリティ対策や新しい働き方が阻害されている。

マイナンバー利用事務系における府内での無線 LAN の利用については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定にかかる検討会」において、可能な限り速やかに前向きな検討をしていただき、利用を可能とする場合の具体的な技術的対策を示すとともに、テレワーク環境下での利用についても、併せて検討をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

マイナンバー利用事務系における無線 LAN やテレワークの活用については、利便性向上の観点から有用であることは認識しているが、重大な情報漏えいにつながるセキュリティリスクも想定されることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定にかかる検討会」において検討を行います。